

名古屋地方裁判所 民事第6部 合議係 御中

裁判長 倉田 慎也 様  
裁判官 清藤 健一 様  
裁判官 久保 雅志 様

事件名

平成21年(ワ)第2957号 損害賠償請求事件

原告 伊藤 啓子 外3名

被告 社会福祉法人 名北福社会

通称 「障害のある伊藤晃平君の施設内死亡裁判」と称しています。

署名提出日	提出数
第1回 22年 2月 28日	3, 29 5
第2回 22年 4月 20日	2, 88 2
第3回 22年 6月 14日	90
第4回 22年 8月 2日	1, 180
第5回 22年 12月 20日	1, 200
第6回 23年 8月 8日	871
第7回 23年 11月 17日	771
今回 24年 2月 9日	512
合計	10, 801



倉田裁判長を始め、貴官の皆さまにはお手数をおかけしています。

1月22日、晃平君は、20歳の誕生日をむかえました。ご家族は、特大のケーキを用意し、晃平君の成人を祝ったそうです。(自宅にて・写真)

何とつらい成人祝いであつたらうと、貴官の皆さまにご賢察をいただけたと思います。ご家族の皆さんは、事故による死亡日も22日のため、月命日と誕生祝が同じ日です。なんとむごいことでしょう。残されたご家族の皆さんに一生続くかと思うと……

今回は、512人の方のご署名を提出いたします。(判決日まで署名活動をします。)

たとえば、コップ一個破損させても、コップ代を弁償し、時には迷惑料・慰謝料をお支払いしてお詫びするでしょう。しかし、障害者だから、収入がないから、とって命の代償がゼロ円(逸失利益)ということはもう許されない社会ではないでしょうか。そんな思いがこめられた10,801人の署名です。

障害者の体と生命は、コップ一個の扱いにも値しないのでしょうか。原告が提出した準備書面や証人尋問での証言をぜひ生かして、障害者の命の代償に尊厳をあたえてください。

2012年(平成24)2月9日

「障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて」

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会

共同代表 荒木 照世(元名古屋市立特別支援学校・教員)

共同代表 原山 恵子(名古屋第一法律事務所・弁護士)

共同代表 本 秀紀(名古屋大学大学院法学研究科・教授)

【事務局】 486-0853 春日井市穴橋町3丁目2-9

落合幸次方 電話 0568-83-9178